

回っている。)、第2当事者であっても何かしらの違反が認められているケースが高いことが分か

る。また、小学生では、交差点安全進行義務違反の割合が約2割を占めている(特集-第8図)。

第2節 道路交通法等の改正(平成19年~)

1 道路交通法の一部改正(平成19年)

自転車の交通秩序を整序化するに当たり、自転車に関するルールを自転車利用者が遵守できる実効性のあるものとするなどなどを目的として、平成19年6月、道路交通法が改正(平19法90)され、車道通行の原則を維持しつつ、普通自転車^{*}が例外的に歩道通行できる要件等を明確(20年6月1日施行)にしたほか、児童・幼児の自転車乗用時に保護者が乗車用ヘルメットを着用させる努力義務が導入(20年6月1日施行)された(特集-第9図)。

2 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正(平成22年)

平成22年12月、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令が改正(平22命令3)され、規制標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」が新設された。同改正で新設された規制標識は、普通自転車専用通行帯のより円滑な設置に資するため、路側式によって設置することができるものとされた。



(規制標識
「普通自転車専用通行帯
(327の4の2)」)

3 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正(平成23年)

平成23年9月、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令が改正(平23命令2)され、規制標識「自転車一方通行(326の2-A・B)」が新設され、自転車道又は歩道における自転車の一方通行の規制をすることが可能となった。



(規制標識「自転車一方通行(326の2-A)」)

4 道路交通法の一部改正(平成25年)

(1) 制動装置等自転車に対する検査、応急措置、運転継続の禁止命令

平成25年6月、道路交通法が改正(平25法43)され、警察官は、道路交通法施行規則(昭35総理府令60)で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、その自転車の制動装置について検査することができることとされた。また、自転車の運転者に対し、安全確保のために必要な応急措置をとることを命じ、また、応急措置によって必

特集-第9図 普通自転車の歩道通行要件

- ① 道路標識や道路標示によって普通自転車が歩道を通行できることとされているとき。
- ② 普通自転車の運転者が、
 - ・児童、幼児
 - ・70歳以上の者
 - ・車道通行に支障がある身体障害者
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

※普通自転車

車体の大きさ及び構造が道路交通法施行規則(昭35総理府令60)第9条の2の2で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの。

特集 - 第 10 図 自転車運転者講習の対象となる 15 種類の危険行為

自転車運転者講習の対象となる 15 種類の危険行為

① 信号無視



② 通行禁止違反

道路標識等により自転車の通行が禁止されている道路等を通行する行為



③ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)

自転車の通行が認められた歩行者用道路で歩行者に注意せず、徐行しない行為



④ 通行区分違反

歩道通行できる場合以外で歩道通行したり、道路の右側を通行したりする行為



⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

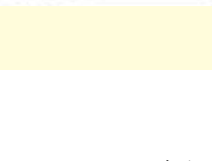
路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為



⑥ 遮断踏切立入り

⑦ 交差点安全進行義務違反等

信号機のない交差点で優先道路を通行する車両を妨害したりするなどの行為



⑧ 交差点優先車妨害

交差点を右折時、直進車や左折車両の進行を妨害する行為



⑨ 環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点内で車両等の進行を妨害する行為

⑩ 指定場所一時不停止等

⑪ 歩道通行時の通行方法違反

歩道の通行が認められている場所で歩行者の妨害をする行為



⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

前後輪にブレーキがなかったり、ブレーキ性能不良の自転車を運転したりするなどの行為

⑬ 酒酔い運転

⑭ 安全運転義務違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為



⑮ 妨害運転(交通の危険のおそれ、著しい交通の危険)

他の車両を妨害する目的で、逆走、急ブレーキ、急な進路変更などの危険運転をする行為



要な整備をすることができないと認められる自転車については、運転の中止を命じることができることとされた(平成 25 年 12 月 1 日施行)。

(2)自転車を含む軽車両の路側帯通行

自転車を含む軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側に設けられた路側帯に限られることとされた(平成 25 年 12 月 1 日施行)。

(3)自転車運転者講習

危険な違反行為(現在は 15 種類)を 3 年以内に 2 回以上繰り返した自転車運転者(14 歳以上)は、都道府県公安委員会の命令により、「自転車

運転者講習」を受講しなければならなくなった(平成 27 年 6 月 1 日施行。特集 - 第 10 図)。

5 道路交通法の一部改正(令和 2 年)

令和 2 年 6 月、道路交通法が改正(令 2 法 42)され、高齢者用の四輪自転車や、運搬用の四輪自転車が開発されて利用が増大していることを受け、車体の大きさ及び構造が一定の基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないものについては、四輪自転車についても新たに普通自転車とすることとした。また、一定の基準に適合する四輪自転車について、自転車道の通行を認めることとした(令和 2 年 12 月 1 日施行)。

6 道路交通法の一部改正（令和4年）

令和4年4月、道路交通法が改正（令4法32）され、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗

車用ヘルメットの着用努力義務を課すこととされた（令和5年4月1日施行）。

第3節 交通対策本部決定について

1 「自転車の安全利用の促進について」の決定（平成19年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

自転車の交通秩序を整序化するに当たり、自転車に関するルールを自転車利用者が遵守できる実効性のあるものとするなどことを目的とした平成19年の道路交通法の改正に併せ、平成19年7月10日に交通対策本部において「自転車の安全利用の促進について」（以下「旧自転車の安全利用の促進について」という。）が決定された。これにより、国及び地方公共団体は、自転車通行ルール等の広報啓発、自転車走行空間の整備の推進等を行うこととなった。特に、自転車通行ルールの広報啓発に当たっては、「旧自転車の安全利用の促進について」の別添で定めた「自転車安全利用五則」を活用することとされた。

2 「自転車の安全利用の促進について」の改定（令和4年11月1日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

令和4年4月の道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化が行われたところであり、これを機会に、自転車に関する交通秩序の更なる整序化を図るため、「旧自転車の安全利用の促進について」を全面的に見直すこととし、令和4年11月1日付けで「自転車の安全利用の促進について」を決定（「旧自転車の安全利用の促進について」は廃止。）した。この見直しにより、「自転車安全利用五則」についても、自転車利用者が守るべきルールを簡潔に伝える必要があるとの観点で見直した（特集-第11図）。



（「旧自転車の安全利用の促進について」を受けて作成した自転車通行ルールの広報啓発用リーフレット）